

住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和5年12月15日
国土交通省
観光庁

住宅宿泊事業法施行規則の一部を改正する省令案について、令和5年11月15日から令和5年12月14日までの期間において、広く国民の皆様からの御意見を募集した結果、本件に関する御意見はございませんでした。

今後とも国土交通行政の推進に御理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。